

みなかみ町こどもの居場所事業管理運営業務委託公募型プロポーザル実施要項

1 委託業務

みなかみ町こどもの居場所事業管理運営業務委託

2 目的

「みなかみ町こどもの居場所事業実施要綱」に基づき、こどもの居場所事業管理運営を効果的かつ効率的に実施するため、豊富な経験と高い専門知識、技能を備え、適切な運営・管理を確保することを目的として、その業務を委託する事業者を選定する。

3 業務内容

家庭や学校に居場所のないこどもに対する安心安全な居場所の提供

(詳細について別紙「みなかみ町こどもの居場所事業管理運営業務委託仕様書」のとおり)

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間

5 委託限度額

金17,819,000円（ただし、提案に係る上限であり、契約にあたって詳細を検討した結果必要がある場合はこの限りではありません。）

6 応募資格等

(1)応募者の資格は、法人又はその他の団体であって次の要件を満たす団体とする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- ② 指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 国税、都道府県税、市町村税、消費税を滞納していないこと。
- ④ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行っていないこと。

(2)複数の団体がグループを構成して応募する場合（以下「グループ応募」という。）は、代表団体を定めること。

(3)応募一団体又は一グループにつき申請は一件とする。

7 選定方式および選定日程

(1)選定方式

公募型プロポーザル方式

本業務は、業務の性質上子どもたちの毎日の安全・安心な生活を保障しなければならない。事業選定にあたっては、価格のみでなく事業者に係る業務実績、専門的な知識、技能等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、公募型プロポーザル方式を採用する。

(1)選考日程

① 公告・参加表明書受付開始	令和8年1月19日(月)
② 質問受付期限	令和8年1月26日(月)
③ 質問に対する回答	令和8年1月30日(金)
④ 参加表明書・提案書提出	令和8年2月6日(金)
⑤ 一次審査結果通知	令和8年2月10日(火)
⑥ 二次審査(プレゼンテーション審査)	令和8年2月17日(火)
⑦ 審査結果通知(受託候補者決定)	令和8年2月24日(火)
⑧ 契約	令和8年3月下旬予定

8 応募手続

(1)質問の受付及び回答

①質問方法(様式第1号)に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。なお、質問書提出後には、必ず電話により受信確認を行うこと。

②受付期間

令和8年1月19日(月)から令和8年2月6日(金)まで

③回答方法

令和8年1月30日(金)以降に町ホームページに掲載する。

④提出先メールアドレス及び電話番号

電子メール：office-koken@town.minakami.gunma.jp

電話番号：0278-20-2300（子育て健康課こども家庭センター直通）

(2) 参加表明及び提案書の提出について

①提出書類

正本1部、副本2部（コピー可）

ア 参加表明書（様式第2号）

イ 提案書等提出届（様式第3号）

ウ 提案書（任意様式 A4判。）

エ 会社概要（任意様式 A4判。）

オ 見積書（様式第4号または任意様式でも可）

カ 役員名簿

キ 国税、都道府県税、市町村税、消費税を滞納していない証明

※上記のうち、提出できないものについては、子育て健康課と協議すること。

②受付期間

令和8年2月6日(金)必着

午前8時30分から午後5時15分まで

③提出場所

〒379-1393 みなかみ町後閑 318 番
みなかみ町役場 子育て健康課 こども家庭センター

④提出方法

郵送又は持参による。なお、郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵送事故等により申込書類等が提出場所に到達しなかつたことによる異議申立ては認めない。

⑤その他

各提出書類ともに A4 判とし、A3 判の資料がある場合は、折り込んで A4 判にすること。

9 審査

(1)一次審査（書類審査）

担当課において書類審査による応募資格の要件等の審査を行う。なお、全応募者へ審査結果通知審査結果通知を送付する他、一次審査通過者のみ二次審査参加依頼書を送付する。

(2)二次審査（プレゼンテーション審査）

①実施日時・場所等

詳細な時刻や実施場所については、一次審査の結果通知と併せて連絡する。

②実施時間

1 者につき 20 分程度（プレゼンテーション 10 分、質疑 10 分）

③応募者及び発表者

応募者は発表者を含めて 2 人までとする。なお、プロジェクター等を使用する場合には事前に報告すること。また詳細については担当課と調整すること。

④選考方法

(ア)実施順は、提案書等提出届の受付順とする。

(イ)選定委員会は、提案書に記載された内容を勘案し、プレゼンテーション等の内容を踏まえ総合的に最も優れた内容を提案した事業者を選定する

⑤結果の発表

令和 8 年 3 月中旬

なお、二次審査への参加した参加者には審査結果を通知する。

(3)審査結果

審査結果は応募者に対して電子メールにより通知するとともに、受託候補者名を町のホームページに掲載する。また別途、審査結果通知書を郵送する。なお、審査委員は非公開とし、審査に関する質問や異議は一切受け付けないものとする。

10 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1)応募資格を有しない場合、または提出書類等の記載内容に虚偽があった場合。
- (2)提出期限を過ぎた提出があった場合。
- (3)実施要項、仕様書に定める事項に適合しない場合。
- (4)2案以上の提案を提示しようとした、またはした場合。
- (5)提出書類に不備、錯誤があり、担当課が再提出を求めたにもかかわらず、提出期限内に提出されなかつた場合。
- (6)見積金額が委託限度額を超えた場合または委託限度額を大きく下回る金額提示を行い、公平な技術競争を阻害すると認められた場合。
- (7)広告の日から契約締結日までに応募資格要件を欠く事態が生じた場合。
- (8)公正を欠いた行為があったとして審査員が認めた場合。

11 契約の締結

- (1)受託者として選定された物と契約締結の交渉を行う。詳細な契約内容についてはその交渉時において仕様書の変更調整を行い決定する。よって、当初仕様書に変更が生じる可能性があることから柔軟に対応すること。
- (2)受託候補者との交渉が不調となったときは、次点者と契約締結の交渉を行うものとする。

12 留意事項

- (1)本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2)緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止または取り消すことがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を町に請求することはできない。
- (3)提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできない。
- (4)提出された参加表明書、提案書等は返却しない。
- (5)提出期限後における参加申込書、提案書等の差替えまたは再提出は認めない。
(町から指示があった場合は除く。)
- (6)参加表明書等の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面(様式5号)により、担当課へ届け出るものとする。
- (7)提案書等の著作権は、当該提案書等を作成したものに帰属するものとする。
ただし、町が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用(複製、転記または転写をいう。)することができるものとする。また、情報公開請求があった場合は、みなかみ町情報公開条例(平成17年条例第5号)に基づき公開することができる。
- (8)応募申込者は、本プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (9)提案書に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は提案書の提出者が負う者とする。
- (10)電子メール等の通信事故については、本町はいかなる責任は負わない。

(11) 本委託の予算についてみなかみ町議会の承認が得られた場合に限り落札者と契約を締結する。上記の予算が得られなかった場合は、本プロポーザルは無効となる。

13 担当課

所 在 地：〒379-1393 みなかみ町後閑 318 番

担 当 部 署：みなかみ町役場 子育て健康課 こども家庭センター

電 話 番 号：0278-20-2300 (直通)

FAX 番 号：0278-62-6610

電子メール：office-koken@town.minakami.gunma.jp